

## 8 . 5 公開討論会の総括

### 確認できたこととこれから考えるべきこと

長野県本人確認情報保護審議会委員  
弁護士 清水 勉

#### 1 8月5日の公開討論会で確認されたこと

国が強固な監視体制をとっているのは、地方自治情報センターと都道府県の CS だけであり、安全だと言っている範囲は、地方自治情報センターと都道府県の CS だけである。

3200余の市町村は上記「安全」の範囲に入っていない。

住基ネットの法制化を全国の市町村が要望したという事実はない。総務省市町村課の井上課長の口からは具体的な自治体名はひとつも挙がらなかった。「地方6団体から要望があった」という趣旨の弁解をしていたが、その要望のもとになる具体的な自治体名はひとつも挙がらなかった。

既存住基のインターネット接続は「危険の現実化」ではない（総務省）

住基ネットのFWは絶対。万が一、破られたとしても「公開」されている「4情報」に過ぎないから大したことはない（総務省）

市町村の既存住基システムへの侵入試験を実施する意味はある。

#### 2 1から導かれること

の事実から

市町村は、自分の自治体の住基ネット CS が安全だと結論づける根拠を国に求めることができなくなったから、自ら根拠付けなければならなくなった。総務省市町村課の井上課長も「市町村の住基ネットについて市町村で責任を負ってもらう」と明言。

の事実から

市町村が責任を負うべき立法事実が存在しない。

市町村が望んでいないということは、市町村のメリットが少ないということ。

費用対効果（地方自治法 2 条 1 4 項，地方財政法 4 条 1 項）には重大な疑問。

自治事務（自治体にとって自分の仕事）になっているのは住基法の一部改正という手法を採ったために過ぎない。

から

国は既存住基に対する危険性は住基ネットに対する危険ではないという認識に立っており，既存住基の安全性については関心がない。そこから発生する問題についても一切関与するつもりはない。

から

総務省の個人情報保護の考え方はかなり底が浅い。「FW は絶対だ」と主張すること自体現実味がない。また，「万が一，破られたとしても公開されている 4 情報に過ぎない」とも説明しているが，「4 情報」ではない。住民票コードと変更履歴を含む 6 情報であり，住民票コードは秘密にしておくべき番号である。4 情報も公開はされていない。住基法 1 1 条の手続に従わなければ閲覧できない。この手続の面倒臭さが個人情報保護として機能するのだが，総務省は全く無視している。この差が理解できないようでは，個人情報保護を語る資格はない。

から

協力自治体を見つけて侵入試験を実施する。

地方自治情報センターは侵入試験をしているらしいが，その事実を公表していない。

総務省側からすれば安全性を確認するために，審議会側からすれば脆弱性を確認するために侵入試験を行う。

公開討論会での対立点は，侵入試験の方法と公開の方法についてであり，侵入試験をすること自体については合意した。

### 3 費用対効果

国，都道府県，市町村それぞれのレベルでコスト削減のメリットを金銭的価値に置き換えてみて，セキュリティ等とのコストとの対比を行うべきである。このコスト対比をしてメリットが上回るのであれば住基ネットを続ける意味があるが，そうでないならば費用対効果の観

点から評価できない。

それでも住基ネットを続けるというのは市町村の選択。明らかにマイナスが大きいのであれば、上記規定から不参加が認められるべきである。

メリットによりコスト削減分に比べて維持費の方が遥かに高つく場合、住民監査請求・住民訴訟が繰り返し起こされることは覚悟しておくべきである。

#### 4 市町村の選択権

市町村が望んでできた制度であることを前提とすると、そうでないことがはっきりした以上は、参加を望まない市町村に参加を強制することは不合理である。

「適切な管理」義務（住基法36条の2）を果たせない市町村に住基ネットへの参加を強制することは危険でさえある。

参加自治体からの批判・不満「法律は守るべき」「全国一律でないといけない」

法律を守るためにやめる。全国一律でないといけないのは国にとっての住民票コードであって、コンピュータネットワークではない。

#### 5 不参加になろうとする場合

住民に対して不参加の理由（特に自治体の財政状況と住基ネットの費用対効果、「できないものはできない」）、不参加により不便になる事務とそれへの対応を説明する。

基本的に従来の住基事務処理を行う。そのことを住民に了解してもらう。

新たな事務については個別に対応を検討する。

#### 6 県のサポート

住基ネットを進める自治体に対しても、住基ネットへの参加を止める自治体に対してもできるかぎりの協力をする。